

入札説明書

監査資料作成システム開発に係る業務

<p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 競争入札参加資格確認申請書記載例3. 契約履行実績証明書記載例4. 入札書錯誤無効届記載例5. 仕様書6. 契約書案	<p>添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 競争入札参加資格確認申請書（様式1）2. 契約履行実績証明書（様式2）3. 入札書錯誤無効届（様式A）
---	--

令和6年7月

奈良県監査委員事務局

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和6年7月12日

2. 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件名

監査資料作成システム開発に係る業務委託

（2）委託内容

監査資料作成システム開発に係る業務一式

（3）委託期間

契約日～令和6年12月27日

（4）履行場所

奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階

奈良県監査委員事務局

（5）その他

詳細については、別紙「監査資料作成システム開発に係る業務委託仕様書」のとおりとします。

契約条件については、別紙「監査資料作成システム開発に係る業務委託契約書（案）」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（6）までに該当する者が、この入札に参加することができます。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

（3） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目「Q2電算業務」の「①システム開発」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問

い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) 過去5年間で同種のシステム開発及び導入実績があること。
- (5) 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- (6) この入札説明書に示した調達役務を確実に履行し得る者であること。

4. 入札方法

入札は、総計金額について行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5. 競争入札参加資格確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記6の(1)の(E)で示す期日までに、以下(1)で示す競争入札参加資格の確認申請を行わなければなりません（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、入札参加資格確認調整期日までに提出を行ってください。）。

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 競争入札参加資格の確認申請

競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、電子入札システムを利用して提出してください。

また、競争入札参加資格確認申請書（様式1）には、過去5年間で同種のシステム開発及び導入実績があることを証明する書類として、契約履行実績証明書（様式2）及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）を添付してください。データ容量等の関係で、これら証明書類（競争入札参加資格確認申請書（様式1）を除く）のシステムによる提出が難しい場合には、郵便（書留郵便）又は持参により提出してください。

なお、証明いただいた実績が、下記の8に該当する場合は入札保証金を、9に該当する場合は契約保証金を免除します。

(2) 競争入札参加資格の結果通知

競争入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を令和6年8月5日（月）午後3時以降に電子入札システムにより通知します。

6. 入札日程

(1) 日程

日程手続等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書及び仕様書の交付	交付の日から令和6年8月8日（木） 正午まで	・奈良県デジタル戦略課ホームページによる公開 http://www.pref.nara.jp/10452.htm ・入札情報公開システムによる公開 https://www.pref.nara.jp/26215.htm
(イ)入札等に関する質問	令和6年 7月19日（金） 正午まで	・電子入札システムによる入力
(ウ)質問に関する回答	令和6年 7月25日（木） 午後2時以降	・電子入札システムによる回答 ・入札情報公開システムへの公開 ・奈良県デジタル戦略課ホームページへの公開
(エ)競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和6年 7月29日（月） 午後4時まで	・提出書類 競争入札参加資格確認申請書 契約履行実績証明書等 ・提出方法 電子入札システムにより申請してください。ただし、競争入札参加確認申請書以外の書類について、データ容量等の都合により、システムによる提出が困難な場合には、7の（1）に示す場所に郵便又は持参により提出してください。
(オ)競争入札参加資格確認調整期日	令和6年 7月31日（水） 午後4時まで	上記(エ)に記載の期限までに提出された書類のうち、確認事項等がある場合には、連絡をしますので、調整期日までに再提出してください。
(カ)競争入札参加資格確認審査結果通知	令和6年 8月5日（月） 午後3時以降	電子入札システムによる通知
(キ)入札書の提出	上記(カ)に記載の結果通知を受けた日から令和6年	電子入札システムによる提出

	8月8日（木） 正午まで	
(ク)開札	令和6年 8月8日（木） 午後1時から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時30分から午後8時まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

電子入札システムを利用する場合、各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の競争入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書の取り消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。錯誤による入札を行った場合は、「入札書錯誤無効届」（様式A）を7の（1）で示す場所に6の（1）（ク）の日時まで提出してください。

なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。初度入札（1回目）の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合等は、再度入札（2回目）を行う場合があります。再度入札（2回目）の開札を同日（令和6年8月8日（木））の午後4時から行います（電子入札による入札書の提出は、再見積通知書の発行時から同日の午後3時まで。）。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

7. 問い合わせ先

(1) 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8113

奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階

奈良県監査委員事務局監査第一課

電話（直通）：0742-27-8931

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

8. 入札保証金

この入札に参加する者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、入札に参加する者が奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則14号。以下「契約規則」といいます。)第4条第1項ただし書の規定に該当する場合(下記ア又はイに該当する場合は、免除します。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績の証明は、競争入札参加資格確認申請書と併せて提出される契約履行実績証明書(様式2)及び契約書の写し(契約相手方による実績を証する書類でも可)により行います。

9. 契約保証金

この入札に係る契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合(下記ア又はイに該当する場合は、免除します。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、上記8入札保証金と同様とします。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

10. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。
- (3) 9で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

11. 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、再度入札（2回目）を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

12. 手続きにおける交渉の有無

有（公告第3の3で示す入札参加資格申請の手続きが必要です。）

13. 調達手続の停止等

電子入札手続等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続において電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

14. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

15. 契約の解除

契約締結後、契約者について14の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

16. 注意事項

(1) この入札に係る契約の相手方は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(2) 履行に際しては、担当者と十分打合せの上、県の指示に従ってください。

17. その他

(1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、入札額に含むものとします。

(2) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により県の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

(3) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

以上